

第2章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会の実現」は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体が思いやりの気持ちを持ち、一丸となって取り組むべき最重要課題です。

本市においては、平成18年3月に「男女共同参画計画～わたしを活かす・地域をいかす～」を策定し、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、平成26年11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、まだまだ、家庭内や職場、地域において、固定的性別役割分担意識が強く残っていることがうかがわれます。これは、男女共同参画が、あらゆる立場の人にとって必要という認識が広まらず、個々の意識改革につながらなかったものと考えられます。これらの反省を踏まえ、今後は男女共同参画をさまざまな視点からとらえ、社会のあらゆる場において、男性と女性が個人として等しく尊重されるように、意識改革や環境整備を進めることが必要です。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を形成するため、ここに次のステージの指針となる「第2次西条市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の性格

- ・この計画は、国の男女共同参画基本計画及び愛媛県男女共同参画計画を考慮したものであり、本市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指し、西条市男女共同参画推進会議及び市民の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- ・この計画は、第2期西条市総合計画（平成27年度策定）に基づく、分野別計画です。
- ・この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の基本計画として位置づけ作成したものです。
- ・この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、本市の「女性活躍推進計画」として位置づけ作成したものです。

4 計画の期間

この計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間の計画期間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化や進捗状況などに応じて、施策を効果的に進めるため、適宜見直しを行います。